



GROWTH TOKYO

2023年2月24日

各位

会社名 株式会社FHTホールディングス
代表者名 代表取締役社長 森 欣也
(コード：3777、東証グロース)
問合せ先 取締役経営企画管理本部長 森蔭 政幸
(TEL. 03-6261-0081)

(訂正)「2022年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について

2023年2月14日に公表しました「2022年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 訂正の理由

「2022年12月期決算短信〔日本基準〕(連結)」の記載内容に一部誤りがあることが判明いたしましたので、訂正を行うものです。

2. 訂正内容(訂正箇所には____を付して表示しております。)

添付資料【14ページ】

(5) 連結財務諸表に関する注記事項(会計方針の変更)

【訂正前】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第 1 四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、第 1 四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響を、第 1 四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、収益認識会計基準等の適用による四半期連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第 12 号 2020 年 3 月 31 日)第 28-15 項に定める経過的な取扱いに従って、前第 3 四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第 1 四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、時価算定会計基準等の適用による四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

【訂正後】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

なお、収益認識会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(削除)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年 7 月 4 日)第 44-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、時価算定会計基準等の適用による連結財務諸表に与える影響はありません。

以 上